

2021年4月30日
株式会社東京証券取引所

TOPIX（東証株価指数）等の見直しについて
(指数コンサルテーション結果公表を踏まえた主な変更点)

項番	内容	指数コンサルテーション後の変更点	指数コンサルテーション原案
1	1.(3)b. 段階的ウェイト低減銘柄 における構成比率の調整 について	再評価において、流通株式時価総額が100億円以上かつ年間 売買代金回転率0.2回転以上となった銘柄については、5回目 以降順次0.1幅ずつ移行係数を遡増し、8回目（2024年7月 最終営業日）に移行係数を「1」に回復することとします。	再評価において、流通株式時価総額が100億円以上かつ 年間売買代金回転率0.2回転以上となった銘柄について は、5回目に移行係数を「1」とし、段階的ウェイト低減 銘柄から除外します。
2	2.(1)b. 新市場区分の上場制度施 行日の一年後に廃止する 指数	東証マザーズ指数は、継続して算出します。算出方法について は、以下を御参照ください。 https://www.jpx.co.jp/markets/indices/governance/index-consultation/nlsgeu0000057ls1-att/j_consultation4add.pdf	東証マザーズ指数は、新市場区分の上場制度施行日の一 年後（2023年4月3日）に廃止します。
3	2.(3)a. 移行指数	東証マザーズ指数を継続算出することに伴い、東証グロース 250指数（仮称）の新規での算出は行いません。	東証グロース250指数（仮称）を新市場区分の上場制度 施行日（2022年4月4日）から新設します。
4	2.(3)a. 移行指数	東証スタンダード市場TOP20及び東証グロース市場Core指 数を新市場区分の上場制度施行日（2022年4月4日）から新 設します。	東証スタンダードTOP20（仮称）及び東証グロースCore 指数（仮称）を新市場区分の上場制度施行日（2022年4 月4日）から新設します。
5	2.(3)b. 統計指標	東証プライム市場指数、東証スタンダード市場指数、東証グロ ース市場指数、東証プライム市場コンポジット指数及び旧東証 市場第一部指数を新市場区分の上場制度施行日（2022年4月	東証プライム市場指数（仮称）、東証スタンダード市場指 数（仮称）、東証グロース市場指数（仮称）、東証プライ ムコンポジット指数（仮称）及び旧東証市場第一部指数

項番	内容	指数コンサルテーション後の変更点	指数コンサルテーション原案
		4日) から新設します。	(仮称) を新市場区分の上場制度施行日(2022年4月4日) から新設します。
6	3.(3) 移行方法	<p>原案では、浮動株比率算定方法の変更に伴う売買インパクトの試算結果に基づき、2022年4月末、5月末及び6月末の3段階で移行することとしていました。</p> <p>これについて、マーケットインパクトの更なる低減及び浮動株の増加の余地の大きい上場会社における取組みを浮動株比率の算定に際し反映する機会を確保することなどを目的に、現行の算定方法に基づく浮動株比率から新方式の算定方法に基づく浮動株比率を減じた数値が0.1を超える銘柄については、移行期間中の本変動の上限を0.1とします。また、2022年7月以降の当該銘柄の決算期に応じて行う定期見直しにおいても同様に対応することとします。</p> <p>なお、2022年4月末に実施する通常の2021年7月、8月及び9月決算期の上場会社の定期見直しについても上記と同様に3段階で移行します。</p>	<p>本見直しに伴うマーケットへの過度な影響を避けるため、算定方法の変更に伴う浮動株比率の変動については、2022年4月、5月及び6月の各最終営業日に3段階で移行することとします。</p>

以 上